

台湾の消費者行政の調査報告と「国際消費者法」の研究計画について

日本女子大学 細川幸一

1. 台湾の消費者行政の調査報告（概要）

○台湾の民主主義

台湾（中華民国）(Chinese Taipei)の政治は、5権分立体制を採っている。立法権、行政権、司法権の他に、考試権、監察権がある。考試院は全ての公務員の採用試験や任用・管理等の人事管理を（日本の人事院に相当）、監察院は公務員・国家機関の不正に対する弾劾権・糾弾権の行使、国家機関の財政状況・決算の会計監査などを行う機関。

○台湾の行政組織—行政院

行政院（Executive Yuan）は台湾の「国家の最高行政機関」（中華民国憲法 53 条）であり、いわゆる内閣に相当する。行政院長は首相に相当し、中華民国總統が直接任命する。

行政院の最高意思会議である行政院會議（いわゆる閣議）は、正副院長、正副秘書長、8部2会の長（大臣）、5～7名の政務委員（無任所大臣に相当）によって構成される。その他の行政組織の長は内閣閣員として出席できるが議決権は無い。直轄市の長である台北市長、高雄市長も出席できるが、議決権は無い。現在の行政組織は、8部・2会・2局・1処・3署・21委員会の合計39組織が設置されている。

○台湾の消費者行政

台湾では包括的な消費者法である「消費者保護法」が1994年1月11日制定された。同法の規定にもとづき、行政院消費者保護委員会が消費者保護行政を所管する行政機関として1994年（民国83年。注：辛亥革命のあった1922年を中華民国歴元年としている）7月1日に設立された。

「消費者保護法」は包括的な消費者法であり、消費者の権利についての記述はないが、日本の消費者基本法、消費者契約法、特定商取引法、景品表示法、製造物責任法、団体訴訟制度、消費者安全法、消費者庁及び消費者委員会設置法の規定を合わせたような内容である。

消費者保護委員会はその名のとおり、委員会組織であり、その下に事務局がある。委員は現在21名で、委員長は行政院の副院長（日本の副総理に該当）である。そのほか、大臣クラスの省庁幹部が9名、消費者団体代表が2名、企業経営者代表が2名、学者・専門家が7名となっている。委員会は毎月一回定期的に開催されている。

消費者保護委員会の最大の特徴として、①消費者保護委員会委員に関係の主務官庁の大臣がいること、②行政院の副院長（日本の副総理に該当）が消費者保護委員会の委員長を務める旨が規定されていることにより、政府部内での消費者保護委員会の優越性を保っている。

ることがあげられる。台湾で行政院副院長が大臣を務めている省庁は他にはなく、副院長の兼務は消費者保護委員会委員長だけである。このことから消費者保護委員会が政府横断的かつ他の省庁に優位する存在であることがわかる。実質的に消費者保護委員会が国の政策全体を遂行する上での消費者の視点での政府の「司令塔」の役割りを果たせる制度となっていることは、消費者委員会・消費者庁体制を築きながらも「司令塔」になっていないとの批判のある日本の現状に参考となろう。

○人権問題への示唆

台湾の法律関連の邦文文献は非常に少ない。また、学者の交流も多くはないようである（日本台湾法律家協会はある（?））。政府間の交流も少なく、日本の行政機関は台湾要人への対応は課長レベルまでと決めている（いた）。現実には、生活法制では独立国であり、参考になる法制度も少なくない。人権法制分野、国連 GC 研究でも今後の交流が望まれる。

なお、消費者保護委員会は広範囲な約款規制権限を有しており、人権侵害が消費者契約の条項に係る問題である場合には、消費者の権利侵害として関与できる可能性が高い。具体的には消費者保護委員会の要請に基づいて、主務官庁が「記載すべき事項あるいは記載すべきでない事項」を公告でき、その内容は民事上の効力を有すると「消費者保護法」に規定されている。

2. 「国際消費者法」の研究計画（概要）

国連 GC 研究の総仕上げとして、「国際消費者法」を年度内に公表したい。麗澤大学企業倫理研究センターのプロジェクトとしても稼働している（共同研究者：梅田徹教授、高巖教授）。

現在、消費者問題が国際化しており、解決が困難な分野も多い。事業者による輸出入だけではなく、国境を超えた B to C 取引も拡大している。しかし、消費者問題の国際化、諸外国の消費者法制を扱った文献は見られても、消費者法の国際化という法現象に焦点を当てて理論的、実務的分析を加えた文献はほとんどない。そこで、ハードロー、ソフトローを含めて、消費者のための法的な枠組みが国際社会でどのように進んでいるのかを網羅的、理論的に分析し、出版・公表を目指す。

予想される分析軸：

- ・ 国際的な消費者問題の類型化
- ・ 国際社会における活動主体
- ・ 国際公法分野での状況
- ・ 国際私法分野での状況
- ・ ISO、GC をはじめとした自主規制分野の現状